

子どもの育ちを支える運動展開中!!

平成 26 年 2 月 28 日発行

全私保連ニュースⅡ 《平成25年度21号》

公益社団法人 全国私立保育園連盟
東京都台東区蔵前 4-11-10 全国保育園館
電話 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879
(送信枚数計 8 枚)

国「子ども・子育て会議基準検討部会(第15回)」(2月24日)の開催について ～ 公定価格・利用者負担についての継続審議 ～

◇ 子ども・子育て会議基準検討部会(第15回)が、2月24日開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1)公定価格・利用者負担について (2)その他

〈ポイント〉

□ 前回より提示された「子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について」の資料について、主な委員意見及び利用児童数等が追加補足された資料に基づいて、公定価格・利用者負担についての継続審議が行われた。

※以下敬称略

・無藤部会長の進行により、事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告された。併せて議事進行について説明された。

(1) 公定価格・利用者負担について

・事務局より、資料1「子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について」、資料2「公定価格・利用者負担の主な論点について」、参考資料について説明が行われた。

資料1「子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について」抜粋
※下線はとくに前回資料に追加記載されたか所。

2. 量的拡充について

1. 「量的拡充」の追加所要額の推計の前提

(1)対象範囲(公費負担部分)

- ・1号認定(認定こども園、幼稚園) ・2号認定・3号認定(認定こども園、保育所、地域型保育事業)
- ・以下の地域子ども・子育て支援事業

延長保育事業	放課後児童クラブ	子育て短期支援事業
乳児家庭全戸訪問事業	養育支援訪問事業	要保護児童等に対する支援に資する事業
地域子育て支援拠点事業	一時預かり事業(幼稚園型を含む)	
病児保育事業	ファミリー・サポート・センター事業	

- ・社会的養護関係

(2)諸前提

- 物価変動等や「質の改善」の要素は勘案しない。
- 今後の児童人口の変動を反映。(社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)出生中位推計)
- 幼稚園は90%が新制度に移行するものと仮置き。

(主な意見)

- 量の拡充の内容についての妥当性を議論することも必要ではないか。
- ワーク・ライフ・バランスを推進すれば、延長保育事業や病児保育事業については所要額を減らせるのではないか。

2. 推計

(1)教育・保育

① 1号認定(認定こども園、幼稚園)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	平成25年度 →29年度の量の拡充
3,487億円	3,487億円	3,641億円	3,565億円	78億円

25年度→29年度の
量の拡充の前提

利用児童数
(公費支援対象)
145万人(25)
→157万人(29)

※H27 純増17万人

※平成25年度及び平成26年度の金額は、私学助成(一般補助)、就園奨励事業の平成26年度政府予算案等をもとに見込まれる幼稚園に対する公費負担額(政府予算ベース)の90%に相当する額。

※新制度実施後(平成 27 年度以降)は、私学助成対象外の私立幼稚園、就園奨励事業の未実施市町村の園児分を含み、満 3 歳児の就園率毎年 0.3%増、3～5 歳児の就園率 50.1%(過去 5 か年度の平均就園率)と仮定して算定。

② 2号認定・3号認定(認定こども園、保育所、地域型保育事業)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	平成 25 年度 →29 年度の量の拡充	利用児童数 225 万人(24) → 265 万人(29)
12,094 億円	12,702 億円	14,014 億円	15,034 億円	2,940 億円	

※「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成 29 年度末までに約 40 万人の受入児童数の増を図る。 * 25 年度は 232 万人

(2)地域子ども・子育て支援事業

※直近の実績等を基に試算。

※平成 25 年度に安心こども基金で実施している事業(⑦、⑧)については、平成 24 年度の交付状況を「平成 25 年度」の欄に記載。

※①②⑨の事業については事業主拠出金を充当することとされており、上段は事業主負担を含む額、下段は公費負担のみの額を記載。

① 延長保育事業

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	平成 25 年度 →29 年度の量の拡充	利用児童数 93 万人(25) → 114 万人(29)
1,040 億円	1,104 億円	1,171 億円	1,317 億円	277 億円	
公費のみ 815 億円	865 億円	917 億円	1,032 億円	217 億円	

② 放課後児童クラブ

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	平成 25 年度 →29 年度の量の拡充	利用児童数 108 万人(25) → 121 万人(29)
860 億円	906 億円	1,031 億円	1,095 億円	235 億円	
公費のみ 573 億円	604 億円	687 億円	730 億円	157 億円	

⑦ 地域子育て支援拠点事業

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	平成 25 年度 →29 年度の量の拡充	箇所数 5,968 箇所(24) → 8,000 箇所(29)
342 億円	421 億円	464 億円	469 億円	127 億円	

⑧ 一時預かり事業

＜一般型・余裕活用型・訪問型＞

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	平成 25 年度 →29 年度の量の拡充	箇所数 7,656 箇所(24) →14,563 箇所(29)
108 億円	286 億円	324 億円	325 億円	217 億円	

⑨ 病児保育事業

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	平成 25 年度 →29 年度の量の拡充	利用児童数 延べ 172 万人(25) →延べ 200 万人(29)
145 億円	156 億円	160 億円	170 億円	25 億円	
公費のみ 97 億円	104 億円	107 億円	113 億円	16 億円	

25 年度→29 年度の量的拡充 計 4,273 億円

公費負担	4,126 億円
事業主	147 億円

※ 現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算したもの(参考) 26 年度→29 年度の量的拡充(公費) 計 3,084 億円

3. 質の改善について

1. 「質の改善」の追加所要額の推計の前提

(1) 対象範囲

子ども・子育て支援新制度の立案過程、法案審議・附帯決議、昨年 4 月以降の子ども・子育て会議・基準検討部会での議論等において、「質の改善」として提案されてきた項目

(2) 諸前提

- 物価変動等の要素は勘案しない。
- 今後の児童人口の変動を反映。(社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成 24 年 1 月推計)出生中位推計)
- 平成 29 年度における所要額を積算(平成 29 年度とする理由)・税制抜本改革法に沿って消費税率の引上げが行われた場合、平成 29 年度に消費税増収額が満年度化・保育ニーズのピークは平成 29 年度末

○ 幼稚園は 90%が新制度に移行するものと仮置き。

(主な意見)

○ 消費税増税により確保する0.7兆円以外の0.3兆円の財源確保が必要。

○ 財政は青天井ではなく、「あれもこれも」ではなく「あれかこれか」の議論をする必要。

○ 優先順位は施設の大小で決めるのではなく、全ての子どもが同じ条件で同じ保育を受けられるようにして欲しい。

○ 見込みどおり1.1兆円が必要であったことが明らかになったのであり、優先順位を付けて削り落とすのではなく、「実施順」を決めるということではないか。

○ 加算は当分の間の措置とするものと恒久化することが望ましいものを分けて考えるべきではないか。

【凡例】

△:子ども・子育て関連三法案に対する附帯決議(平成24年8月10日参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

☆:平成24年3月2日少子化社会対策会議決定

◇:その他

(給付等関係)

△☆ 3歳児を中心とした職員配置の改善

内容	所要額
3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)	700億円程度
1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)	670億円程度
4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)	591億円程度

(主な意見)

○ 3歳児は、現在の幼稚園における配置状況よりも多く配置できるようにする必要。また4・5歳児も改善して欲しい。

○ 3歳児の配置改善は必要。また1歳児についても、5:1を標準化している自治体もあり、ぜひ改善して欲しい。

○ 職員配置の改善によって必要となる保育士の確保にすぐに対応できない場合もあるので、最低基準ではなく加算による対応を検討してはどうか。

研修の充実

内容	所要額
保育教諭・保育士等1人当たり年間2日～5日の研修機会を確保するための代替職員の配置	38億円～94億円程度

(主な意見)

○ 保育全体の質を向上するために、地域型保育事業所や認可外保育施設で働く保育士も対象として欲しい。

○ 研修の充実は不可欠。代替要員だけでなく、業務時間外に行われる研修への参加費用等の支援も必要。

☆ 休日保育の充実

内容	所要額
休日保育の給付化に伴う措置(担当保育士の常勤化、利用者負担の二重徴収の解消)	32億円程度

△☆◇ 職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)

※子ども・子育て支援法附則第2条第3項

内容	所要額
私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(処遇改善臨時特例事業と同様(+2.85%～+5%))※平成26年度予算案(保育士等処遇改善臨時特例事業)367億円	542億円～952億円程度

※私立幼稚園・保育所等・認定こども園の幼稚園教諭・保育士の給与月額を全職種の平均並に改善した場合(+45%)には8,565億円程度が必要。

(主な意見)

○ 処遇改善の対象を私立幼稚園等に広げるのはよいことであるが、2.85%のままですと、保育所については、現在行われている処遇改善に留まり、消費税財源による一層の改善が行われないことになるため、上積みが必要。

○ 幼稚園と保育所で公平な改善とすべき。

○ 幼稚園教諭等がやりがいをもって働けるよう、処遇改善を行って欲しい。

○ 女性の活躍促進等の観点からも処遇改善を行うことが必要。

○ 残業代も考慮すると、5%では十分でない。

○ 民改費の上限を例えば15年～20年まで延ばして処遇改善を行うことも検討が必要。

☆ 保育認定の2区分に応じた対応

内容	所要額
保育標準時間認定について、11時間の保育必要量に対応する職員を配置(延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)を加配した場合)	337億円程度

※保育標準時間認定について、単純に現在の保育単価を11/8にした場合には3,025億円程度が必要。

(主な意見)

○ 11時間に対応した財政支援の実現は長年の課題。現場としては、延長保育事業の給付化等だけではなく、現状に合う形で対応して欲しい。

○ 現在、自治体が上乘せしている実態があるが、全国統一的な対応が必要なので国の負担とすべき。

保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の95%程度(▲5%)と仮置きした場合の所要額	154億円程度
--	---------

(主な意見)

○ 優先順位によるが、安心して子育てができるような支援を行うため、95%ではなく、もう少し低くするべき。

○ 子どもの健全な育ちの観点から、短時間認定の利用者負担を95%より軽減すべき。

△☆ 小規模保育の体制強化

内容	所要額
小規模保育事業、事業所内保育事業(定員 19 人以下)について、認可保育所の配置基準上の定数の他に、保育士 1 人を配置 ※平成 26 年度予算案(小規模保育の先行実施) 226 億円 * 認可保育所の配置基準上の定数分が含まれる。	134 億円程度
地域型保育事業について、連携施設に係る経費を設定 ※平成 25 年度予算案(小規模保育の先行実施) 226 億円(再掲)	8 億円程度
地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童 2 人に対し保育士 1 人を配置	23 億円程度

(主な意見) ○ 株式会社等の多様な主体もきちんと連携施設を設定できるよう、自治体等を指導して欲しい。

★ 地域の子育て支援・療育支援

内容	所要額
幼稚園・保育所・認定こども園において主に子育て支援を担う主幹教諭・主任保育士を専任化 ※認定こども園:全ての施設で専任化(以下同じ) ※幼稚園・保育所:専任化を加算で実施又は全て専任化(以下同じ)	73 億円～307 億円程度
地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費(主幹教諭・主任保育士を専任化する幼稚園・保育所・認定こども園において措置)	51 億円～59 億円程度
障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者(非常勤)を幼稚園・保育所・認定こども園に配置(障害の程度に応じて加配)	180 億円～231 億円程度

(主な意見) ○ 現在は保護者支援になかなか対応できていないが、保護者を支えるための取組が必要。

小学校との接続の改善

内容	所要額
公立幼稚園における先行的取組と同様に、小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園・保育所・認定こども園における保幼小連携の取組を推進(事務経費のみの場合～人件費(非常勤講師等 1 名(週 3 日))を含む場合)	20～86 億円程度

(主な意見) ○ 保幼小連携は重要。教育委員会がきちんと役割を果たせるようにして欲しい。

○ 保幼小連携の改善は大きな課題であり、ぜひ必要。

○ 保幼小連携は既に何らかの取組を行っているところが多く、時限的な対応とすべき。○ 小学校の方から働きかける仕組みも必要。

○ 保幼小連携など、地域のネットワーク構築による質改善が重要ではないか。「施設内で行うもの」と「施設と外部のネットワークで行うもの」を区別し、議論を整理すべき。

★ 減価償却費・賃借料等への対応

内容	所要額
施設整備費補助金対象外の法人や賃貸方式の施設・事業に対し、減価償却費等の一部を給付に上乗せ	58 億円程度

(主な意見) ○ 減価償却費の一部の上乗せは必ず実施してほしい。

事務負担への対応

内容	所要額
全ての私立幼稚園、認定こども園に事務職員(非常勤)を追加で配置 (幼稚園:週 2 日～週 5 日、認定こども園:週 2 日～週 6 日)	52～194 億円程度

(主な意見) ○ 私立幼稚園は、私立保育所であれば市町村が担っている、所得階層別の保育料徴収を行う必要があり、支援が必要。

★ 施設長、栄養士、その他の職員の配置

内容	所要額
保育所について、施設長の配置を義務化	135 億円程度
栄養士を配置又は活用して給食を実施する幼稚園・保育所等・認定こども園に対する費用の措置(嘱託費用を追加～栄養士(非常勤)に係る費用)	22 億円～73 億円程度
半数の保育所に保育支援者(保育士の負担軽減のため、保育の周辺業務を行う者)を配置※平成 26 年度予算案(保育所に保育支援者を配置) 72 億円	154 億円程度

(主な意見) ○ 栄養士の配置は必要。また保健師等の配置にも配慮が必要。

(地域子ども・子育て支援事業関係)

★ 延長保育の充実

内容	所要額
延長保育利用児童数が多い施設において非常勤保育士 1 名を加配	164 億円程度

★◇ 放課後児童クラブ事業の充実

※子ども・子育て支援法附則第 2 条第 3 項 ※社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会

内容	所要額
「小一の壁」の解消(18時半を超えて開所するクラブに、取組内容に応じて常勤職員 1 名・常勤的非常勤 1 名のいずれかを配置、又は常勤職員 1 名を配置)※平成 26 年度予算案(18時半を超えて開所するクラブに常勤的非常勤 1 名を配置) 154 億円	339 億円 ～406 億円程度

5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置	20億円程度
大都市に所在し、待機児童が5人以上いるクラブが分割して運営するために必要な賃借料を補助	18億円程度
19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置	14億円程度
常勤職員の処遇改善(経験年数に応じて加算)	39億円程度

(主な意見) ○ 職員体制の充実はもちろん、活動プログラムや施設環境の充実等も対象として欲しい。

○ 長期間にわたりやりがいをもって勤務できるよう、指導員の勤務条件の整備が必要。

★ 一時預かり事業の充実

内容	所要額
保育所以外の施設について、事務経費を措置	12億円程度
幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善(小規模園への配慮等)	37億円程度

(主な意見) ○ 保育所以外の施設が増えないのは場所の確保に費用がかかるからであり、支援が必要。

★ 病児保育の充実

内容	所要額
基本分の補助単価の改善(病児対応型・病後児対応型)※利用のない日においては地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施	17億円程度
看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする(体調不良児対応型) ※現在は原則として2名以上配置の施設を対象に補助	56億円程度

(主な意見) ○ 体調不良児は、病児保育事業ではなく、保育所における看護師配置加算として対応すべき。

★ 利用者支援事業(法律により新設)

内容	所要額
教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(2~3中学校区に1箇所) ※平成26年度予算案(利用者支援事業) 162億円	228~342億円程度

(主な意見) ○ 非常に重要な事業であるのに、地方では利用者支援事業の趣旨がきちんと伝わっていないので、周知をして欲しい。

○ 利用者支援事業に従事する適切な職員の確保と補助が必要。

実費徴収に伴う補足給付事業(法律により新設)

内容	所要額
生活保護世帯に対する学用品、通園費、給食費等の半額~全額の補助	3億円~7億円程度
市町村民税非課税世帯に対する学用品、通園費、給食費等の半額~全額の補助	52億円~103億円程度

多様な主体の参入促進事業(法律により新設)

内容	所要額
認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置 ※平成26年度予算案(新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置) 13億円	5億円程度
認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援(私学助成対象外の施設)	5億円程度

研修の充実

内容	所要額
地域子ども・子育て支援事業に従事する者1人当たり年間2日~5日の研修機会を確保するための代替職員の配置	8億円~19億円程度

(主な意見) ○ 代替要員だけでなく、業務時間外に行われる研修への参加費用等の支援も必要。○ 研修の充実はぜひ必要。

質の改善 計 ~ 6.865億円程度

(参考) 26年度の先行実施分 計 1.027億円

(小規模保育事業に係る認可保育所の配置基準上の定数分が含まれる。)

当連盟の橘原委員から下記について述べられた。

(橘原委員) 保育認定の二区分に応じた対応について「保育標準時間認定について、単純に現在の保育単価を11/8にした場合には3,025億円程度が必要。」とした内容・算定について伺いたい。「保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の95%程度(▲5%)と仮置きした場合の所要額」について必要と算定される154億円についてはその分の補てんを行うということか伺いたい。休日保育については、加算により対応としているが、職員配置だけでなく給食、おやつのお取り扱いや管理業務の費用についても含めた単価設定をお願いしたい。

< 委員の主な意見概要 > ※括弧は主なキーワードとして参考付記。

(「量的拡充」と「質の改善」について)

○ 量的拡大と質の改善について、優先順位ではなく実施順ということで議論されたと聞いているが、

平成 26 年までの間、全国的に新制度が始まるに際してどの地域においてもすべての家庭にメリットがあるように実施していくことが重要である。全体のバランスを図ることを基本にして頂きたい。研修も幼・保・こども園だけでなく認可外も代替を置く等、あくまで子どもを中心に考えて頂きたい。定員区分の括りについては基本的に賛成。教育標準時間を受ける子どもについて、満 3 歳児の年度学齢は 2 歳児入園については 6:1 という配置にすることは重要。加算率は経験年数だけでなくキャリアということで長期的に考えていくことが重要。第三者評価の受審については 5 年程度が妥当ではないか。定員を超過している場合は利用定員を変えることは妥当。事務負担については、幼稚園、小規模保育についても今後手厚い配置をしていくことが重要。上乗せ徴収については基本的に開示をして行うことが妥当。

- 質の改善について、基本はことごとく実施をすることであり、実施の時期や段階ごとの事業の設定が必要であり、その際に市町村の実施の状況等のデータが必要。
- 最低限の基本の基盤整備について示されたものが今回試算された 1.1 兆円であると確認したい。消費税が引き上げられた際にたった 7 千億円しか子どもに向けられないことについては国民も賛同しがたいのではないかと、弊社の世論調査結果を見ても思う。夜間保育については、社会が 24 時間化している中で、若い世代を中心に支援していくために重点化をしていく必要がある。フランスや北欧が家庭的保育を含めてすべての家庭に対して保障されている状況の中で、保育が家庭の困窮度に応じて支援されてきたような救貧対策でなく、所得階層に応じた高額な利用者負担という方法は改善していくべき。多子軽減について幼稚園にも拡充していくことは賛成だが、子どもをたくさん持ちたい家庭が安心して子どもをもてる制度にして頂きたい。幼稚園の実費徴収についてはよりユニバーサルな適切な節度のあるものにして頂きたい。

(上乗せ徴収等)

- 上乗せ徴収については実質的に応諾義務上から制限がなされることも考えられるのではないかと。そうした大原則からできる限り低所得層に対する支援が必要。

(保育士の人材確保、処遇向上)

- 質の改善の面から 3 歳児を中心とした配置基準改善のための人材確保が喫緊の課題。給与水準の改善を中心とした財源確保が重要。発達障害児や被虐待児等に対する支援として職員の資質向上、専門性の確保のためにスキルアップや研修のための代替職員等の確保も重要。質的改善と量的拡充は車の両輪であるので、両方が進められるように優先順位を含めて進めて頂きたい。
- 処遇改善、キャリアアップについては、職員の定着に視点を置いて頂きたい。保育必要量の算定について現行の 8 時間と延長保育分の現行に基づいた公定価格の設定が必要。定員 19 人以下の小規模保育 B 型について、保育士資格取得のインセンティブを働かせ A 型に移行できるように促すことは重要。質の改善については、これまでの都道府県の地域事情に応じた取組も重要であり、そうした独自の事業についても継続して頂きたい。できれば 3 月中に公定価格についてとりまとめて頂きたい。
- 待機児童解消に向けて、それに伴い地方においても保育士の確保が困難になっている。新規の保育者への就職促進や職場環境や処遇の改善が重要。保育所運営費における保育士配置は最低基準に基づいて 8 時間を基本にしているが延長保育に繋がる 3 時間部分については、保育士の配置はなされていない。今回の保育標準時間、短時間認定は経営実態調査に基づいて勘案して設定されているが、そのために必要な費用を公定価格に含めることは当然。とくに子どものためだけに費やされる保育時間分であり、延長保育に必要な分として措置される必要がある。キャリアアップについては、現在の処遇改善がなされているが、現在の標準的な労働者の 55%程度であり、月 10 万円程度の格差がある。他の児童福祉施設と同様に平均勤続年数 14 年区分程度の民改費の改善は必要。処遇の改善を経て質の向上につなげて頂きたい。
- 量の拡充と同様にどの程度の量が必要なのか追記して頂きたい。公定価格の基本的な考え方について、保育短時間認定の利用者負担を 95%とした考え方はもう少し、負担割合を軽減して頂きたい。定員の考え方について、認定こども園の教育標準時間と保育標準時間の子どもを分けるという考え方について再度伺いたい。夏期休業中については、保育所については保育のために子どもにずっと

ついで、何とか質を上げるために研修をしようとしても難しい中で、どの保育士も質を上げられるように体制を確保して頂きたい。減価償却費、賃借料については施設整備と組み合わせた考え方の書きぶりになっているのか確認したい。事務処理体制については、現行保育所制度の体制をもう少し改善する必要がある。できれば上乗せ徴収については新制度が定着するまでの間等措置期間を設けて頂きたい。また入園料は対象ではないのか伺いたい。

- 処遇改善については、一定の賃金上昇を担保したしくみが必要。上乗せ徴収について、低所得世帯に対する対応として、具体的にどのようにしていくのか。

(小規模保育等について)

- とくに小規模保育の賃借料についての対応についても地域区分を設けて頂きたい。C型についても生活ができてキャリアアップができる健全な体制ができる補助をして頂きたい。小規模保育の障害児加算について、二人に対して保育士一名配置については、できれば障害の程度に応じて中度以上の子どもについては一対一になるように検討して頂きたい。居宅訪問型については、看護師等が行く場合も想定されるのでそうした内容にして頂きたい。居宅訪問型については保育所等にも派遣ができるようにして頂ければ例えば保育所において、重症心身障害児等に対しても付き添えるのではないか。
- 在宅での子育て家庭の孤立の状況からも幼・保に行くまでの在宅の子育て家庭に対する支援も配慮して頂きたい。利用者支援事業が、いろいろな地域の支え合いにつながるよう確実に実施をお願いしたい。
- 地域型保育の定員区分については提案内容を賛同したい。勤務施設や設置主体の違いによるのではなく有資格者が公平に扱われるようにして頂きたい。上乗せ徴収については、小規模保育についても適用することはより良い保育を進めていく視点から必要。

(ワーク・ライフ・バランスの推進について)

- ワーク・ライフ・バランスの推進についてはいつ具体的に推進するのか。児童手当と施設型給付の整合性についてとくに高額所得者に対する軽減が低所得世帯よりはるかに低いのではないか。公立施設の認定こども園への移行については、確認程度であり、認定、認可基準については透明性を持って行うべき。とくに1号認定の子どもの施設型給付については、地方財源のみで構成される二階部分も含めて市町村格差が生じないように地方交付税による財源措置を行う必要がある。
- 量的拡充について、とくに延長保育等についてワーク・ライフ・バランスの推進により少しは費用が軽減されるのであればしっかりと検討して質的改善に財源を活用すべき。放課後児童クラブについては、量的拡充と同様に保育所と整合性を持った措置をお願いしたい。低所得者に対する軽減措置を行うことは多子軽減も含めて必要。社会的養護については、質改善を含めて必要。勤続年数等に応じて処遇を改善していくしくみについては賛成だが、きちんと質が担保されることが重要。

(第三者評価、退職金の共済制度について)

- 第三者評価については、その施設の状態を利用者に公表することにより改善のために努力することもあるが、職員自身がPDCAをしながら改善をしていくという面もある。そうした意味でも5年は長すぎるのでせめて3年に一回程度実施できるように改善して頂きたい。退職金の共済制度について、社会福祉法人に勤務している職員のみが対象であることは差別であり、改善して頂きたい。イコールにするために保育士の処遇改善が求められている中でその他の施設も同様に対象にして頂きたい。

(障害児の受け入れについて)

- 障害児の受け入れについて、従来の地方交付税措置により対応するという考え方が示されているが、今後保育所等訪問支援制度が重要になってくると思い、一方で一般財源化されたままであると新しい制度の推進に市町村が取り組むことが難しくなるので、今後の公定価格の設定を含めて検討して頂きたい。

(放課後児童クラブ等学童期の子どもに対する支援について)

- 施設型給付だけではなく、地域型給付についても重要であり、とくに放課後児童クラブ等学童期の

子どもに対する支援は重要。利用者支援制度も不可欠であり、人材確保も重要。しかし人に対する確保は見えにくい中で、そうした人材を確保していくことは重要。

(岡田 副大臣) 大事な財源については、1兆超の額が示されている。今週も今日の意見をまとめて党、政府とも協議をしていきたい。実施順を決めて工程をお示ししながら、できる限り早く公定価格を示していきたい。とくに福島については検査員も必要という中で復興庁を通してお金を福島県に出していると思うが確認したい。

(事務局説明概要) 27年度から29年度への対応については、税収によりどのように社会保障の充実・安定化にどのように配分していくのか、子どもについてどのように改善をしていくのか見ながら量拡充を地方も含めて講じていくものであり、8%財源によっても保育緊急確保事業として26年度に銜衡的に対応して取り組んでいく中でいずれにしてもバランスよく取り組んでいきたい。

- ・ 保育認定の二区分の数値の考え方については、保育標準時間認定を受けたお子さんに保育士がベタで3時間張り付くとした人件費を保育標準時間の必要な子どもの推計値で掛け算をしたもの。95%の対応については、どの程度の調整をするのかは今後の議論であると思うが、利用者負担を軽減した場合にそれだけ公費負担が増えるということであり、そうした考え方で計上していることをご理解頂きたい。
- ・ 「認定こども園については、教育標準時間認定を受ける子どもの人数と保育認定を受ける子どもの人数を分けて設定する」とした部分について、幼保連携型認定こども園に移行する際に1号認定の子どもの定員を設けることは必須とされていないので、2、3号認定のみの幼保連携型認定こども園も想定されるが、その場合は教育標準時間認定の子どもの数はゼロということになるので2、3号認定のみの子どもの数で定員をカウントすれば良いという考え方。
- ・ 減価償却費と施設整備費の書きぶりについては、公定価格に組み入れるか加算にするのかという点は極めて技術的な面であるが、従来公定価格に組み入れるとしてきたことを今回加算と明確に記載させて頂いた。
- ・ 入園料も上乗せ徴収の一つとして考えている。
- ・ 低所得世帯の子どもについて、上乗せ徴収に対応できない世帯については公立施設で受け入れを行うことも考えられるし、措置制度として園に入園を行う対応も考えられる。具体的な運用方法については、個々に応じた市町村の対応になる。
- ・ 「定額」利用者負担については、現行の保育料の定額についての考え方と同様。用語について「保育料」は幼・保の保育に係る費用を親から頂くということであるが、保育所制度の場合は法律用語として費用徴収として「保育料」を考えている。「保育単価」は子ども一人当たり月額でいくら掛かるかの費用。「保育所運営費」は毎月、保育所に対して支出する必要な費用。「委託費」とは新制度上で私立保育所に支払う費用であるが、どのような名称にするかは今後の検討。
- ・ 障害児の受け入れについては、小規模保育の体制強化や地域の子育て支援・療育支援を行うという対応策を考えている。保育所等訪問支援との連携をしっかりとしていく上でも障害児保育に取り組む補助者の支援も必要と考える。
- ・ 在宅で子育てをしている家庭への支援については、消費税を含めて量質の拡充に取り組む。ワーク・ライフ・バランスについては、例えば次世代対策育成法の延長等国を挙げて取り組むもの。育児休業の推進についても先般法案として提示している。
- ・ 上乗せ徴収と入園料については、入園料という名称の中で、考えられるものもあるだろうということ。

次回日程について基準検討部会については、3月12日(水) 子ども・子育て会議基準検討部会(第16回)15時~18時予定であることが説明された。

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX: 03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp